

## 南河内・国分寺地区の皆さまへ

蛍光灯・アスベスト含有家庭用品の別回収にご協力ありがとうございます。

以前から有害ごみとして指摘されていた蛍光灯と、近年、その飛散による健康被害が問題視されているアスベスト含有家庭用品の別回収を平成19年4月から実施しています。

蛍光灯やアスベストは、解体時等における飛散が問題とされており、アスベスト含有製品を家

庭内に所有すること自体が有害という訳ではなく、また、回収による飛散が確認されたものでもありませんが、回収や処分時におけるより一層の安全性を確保するために、小山広域保健衛生組合管内（小山市、野木町、下野市）で別回収に取り組んでいます。

### <蛍光灯>

蛍光灯は、購入時の箱に入れ、透明・半透明のビニール袋に入れて有害ごみとして出してください。

### <アスベスト含有家庭用品>

アスベスト含有家庭用品は、透明・半透明のビニール袋に入れて有害ごみとして出してください。ただし、粗大ごみに該当するアスベスト含有家庭用品は、従来どおり、粗大ごみで受け付けて回収します。

### <アスベスト含有家庭用品一覧表>

国（経済産業省）で公表したアスベストを使用している家庭用品です。

★ファンヒーター	★健康器具（乗馬型フィットネス・マッサージ）	★ミシン用フットコントローラ
★ストーブ	★掃除機	★自転車
★パネルヒーター	★電気こたつ	★電気炊飯器
★アイロン	★電気あんか	★電気鍋
★オーブントースター	★足温器	★電磁調理器
★トースター	★コンロ（卓上）	★ガラス製まほうびんの中びん
★ロースター	★電気コンロ	★黒板ふきクリーナー
★ジューサー、ミキサー	★電気ポット	★電気カンナ
★照明器具（スタンド・蛍光灯安定器）	★ドリルドライバー	★暖房いす
★除湿乾燥機	★ヘアドライヤー	
★食器洗い乾燥機	★ヘアーカーラー	

※           （2重線）のものは粗大ごみ、それ以外のものでも大型のものは粗大ごみに該当する場合がありますので、ご不明の場合は環境課にご連絡ください。

## 石橋地区の皆さまへ

蛍光灯については電球とともに有害ごみとして別回収を実施していますので、引き続きご協力をお願いします。

### <蛍光灯・電球>

半透明か透明のポリ袋に入れて、しばらくは、他の有害ごみと混ぜないようにして出してください。